

事業者の記帳を巡る状況

日本商工会議所 御説明資料(抜粋) (税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

今般のコロナ禍で顕在化した事業者の帳簿の課題 (抜粋)

- 一方、コロナ対応のための資金繰り支援(融資、助成金等)において、前年同月比で売上減少が分かる帳簿が必要とされたが、帳簿の未整備等により申請困難な事業者からの相談が多く寄せられた。
- 税理士の関与がなく、商工会議所等の記帳指導も受けていない小規模事業者で、「税務申告のための帳簿」にとどまる事業者が多い。
- 月次決算など「経営状況を把握できる帳簿」の重要性が改めて浮き彫りに。

クラウド会計ソフト導入支援を受けている事業者の反応 (記帳指導員から聴取)(抜粋)

- 今回のコロナ禍で急遽、融資が必要になったが、会計ソフトを導入していたため、金融機関に対して試算表や月次決算などでタイムリーに出すことができ、融資相談をスムーズに行うことができた。
- 一人親方になったものの、夫婦共働きで奥さんは経理を手伝ってくれず、帳簿のつけ方も分からなかったが、クラウド会計アプリを使えば、空いている時間でスマホで作業ができるので助かっている。
- インボイスのためといわれてもピンとこないが、帳簿をつけていれば有事の際に支援をきちんと受けられることのメリットは大きい。
- モバイルPOSレジとクラウド会計システムを連動させたところ、記帳や税務申告業務が大幅に削減され、業務が効率化した。
 - クラウド会計導入先はリモートでの記帳指導が可能のため、記帳指導員の負担も大きく削減可能。

クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例

- 創業70年の老舗豆腐屋が、クラウド会計等の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功（750時間→150時間／年）。
- 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦。

従来の記帳業務



クラウド会計ソフトの導入後



(出所) 政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日)」
日本商工会議所等の説明資料に基づき作成

専門家会合での主な意見

- このたびのコロナ禍で、持続化給付金や、家賃支援給付金など、各種の給付金の支給があったが、記帳を正確にしているか、会計状況をいかに的確に示しているかが問題となった。例えば売上が去年より5割下がった実態をきちんと証明できるような帳簿組織になっているかが重要。
- 個人事業者についても、クラウド会計ソフトの発達で、比較的簡単に記帳できる環境は整っているということだから、もはや記帳が手間だということを言い訳には出来ない状況に来ているのではないか。
- 制度面で一定の移行期間は必要ではあると思うが、正規簿記による青色申告に個人事業者を相当程度誘導するような制度改正、義務化が必要なのではないか。
- 記帳水準の向上の取組とともに、例えば、必要経費について、概算の必要経費水準を決めて、それを超える必要経費については、帳簿によって証明するという形の実体法の切り込みも行っていくべきではないか。
- 法人の99%以上が青色申告をしている段階で、例えば租税特別措置法の優遇の要件が青色申告にとどまるというのは、恐らく現状に合っていない。電子化などを租税特別措置の要件とするという背中の押し方も考えてよいだろう。
- 記帳水準の向上は、事業者の適正申告の確保に向けた中長期的な課題であるが早急かつ着実に取組を進める必要。今後の道行きについてロードマップを作成し計画的に取組を進めていくことが重要であり、政府税制調査会でも引き続き議論していくべきではないか。

国税における税務手続の電子化について

【1 電子申告(e-Tax)の状況】

- e-Tax利用率については、個人・法人とも近年堅調に増加傾向にある。
- 大法人については、令和2年4月1日以後開始する事業年度からは法人税等の電子申告が義務化。将来的には中小法人を含めた法人税等の電子申告割合100%を目指す。
- 所得税申告におけるe-Tax利用率は59.9%(令和元年度)。特にニーズの強い基本的な類型から国税庁HPの確定申告書作成コーナーにスマートフォン専用画面を開設、利用対象を順次拡大している。

【2 電子帳簿保存法関係】

- 電子帳簿保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。大企業では多く利用されているが、中小企業・個人事業者の利用は低調。その一方で、実態としては中小事業者(個人を含む)でも電子的に帳簿作成している者が相当程度の割合存在しているほか、雇用的自営と呼ばれる事業者も増加傾向。
- 生産性向上や正確性の観点からは電子的な領収書等の授受が望ましいが、紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度の要件緩和・対象拡大を行っている。

【今後の主な論点】

- ✓ 中小法人における電子申告の更なる利用率向上のため、高い税理士関与割合を踏まえ、税理士会とより一層の連携を図るなど、より効率的かつ効果的な利用促進策が必要ではないか。
- ✓ ①記帳水準の向上を図る観点から、電帳法の要件を満たす信頼性の高い記帳を推進していく一方で、②中小事業者への電子的な帳簿作成の広がりやギグワーカー等の増加に鑑みて、低コストの電子記帳の利用可能性(法的安定性の付与)を考える必要はないか。
- ✓ 紙の領収書等を授受する商慣行が存在することを前提に、スキャナ保存制度における信頼性確保のための要件については、紙原本によるチェックを極力縮小していきつつ、代替となる改ざん抑止措置を検討すべきではないか。

事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について

【1 個人事業者の状況】

- 個人事業者数は全体として減少傾向。特に小売、飲食業、理美容業などの伝統的自営業が減少。一方、フリーランスや副業など、確定申告を要する者は増加傾向。
- 個人事業者(事業収入を有する者)のうち、青色申告6割(正規簿記3割、簡易簿記3割)、白色申告4割。
- 白色申告者の9割以上は事業収入1,000万円以下の小規模事業者であり、約半数は60代以上の高齢者。
- 記帳・帳簿書類の保存は平成26年以降義務化されているものの、十分履行されているとは言いがたい。

【2 記帳水準向上の必要性とクラウド会計ソフトの発達】

- 適正な記帳は経営の効率化に資するなど、事業経営における日々の記帳の重要性が高まっている。また、個々の事業者の経営の効率化は社会全体の生産性向上にもつながる。
- 記帳水準の向上により、納税者自身が所得額と税額を正しく計算し検証できるようになるとともに、税務行政の効率化にもつながる。
- クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。

【今後の主な論点】

- ✓ 個人事業者全体の記帳水準について、ICT等の活用を通じて、どのように底上げを図るか。そのための環境整備をどのように図るか。
- ✓ 特に、現在、低い記帳水準(白色申告、簡易簿記・現金主義)にとどまっている個人事業者を、どのように上位の記帳水準(正規簿記)へと促すか。
- ✓ 中長期的な記帳・帳簿書類保存制度のあり方